令和４年度 赤い羽根 ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動応援キャンペーン

地域に密着した多様な生活支援活動応援助成

富山県共同募金会　実施要項

１　趣旨

　　　新型コロナウイルスの影響が長期化する中、環境の悪化等により、さまざまな生活課題が顕在化してきています。

　　　令和２年度から、本会では、全国の共同募金会とともに、ひとり親家庭をはじめとした地域で増加する子どもと家族をめぐる生活課題の解決並びに高齢者・障がい者及び生活困窮者に対する見守り等に取り組む団体の活動を支援してきましたが、課題の長期化が懸念されるなか、継続した支援を求める声が高まっています。

　　　そこで本会では、これまで行ってきた新型コロナウイルス感染下の福祉活動応援という枠組みを継続させた形で、民間の相談支援活動、食支援や居住支援、居場所を失った人への支援活動などを中心とした支援を行うため、「地域に密着した多様な生活支援活動を応援する助成」をとおして、ポスト・コロナ時代における、より豊かな地域共生社会づくりに寄与する支援を行っていきたいと考えます。

　　（例年１０月から実施している赤い羽根共同募金の活動とは別に実施します。）

２　実施

　　　社会福祉法人富山県共同募金会

３　協働実施

　　　社会福祉法人中央共同募金会

４　協力

　　　社会福祉法人富山県社会福祉協議会

５　実施内容

　（１）募金

　　　①募集期間

　　　　　令和４年４月１１日（月）～９月３０日（金）

※社会情勢及び寄付の状況によって延長する可能性があります。

　　　②使途

　　　　　感染拡大の影響をうけ、地域で増加・固定化が考えられる生活課題の解決に取り組む団体の活動に対して助成を行います。なお、富山県内で実施する事業とします。

　　　　※募金状況、活動状況により助成規模は調整をいたしますが、ご寄付の額が助成額を上回った場合には、共同募金と併せて、県内の福祉施設・団体の支援のために活用させていただきます。

　　　　※寄付金の使途は富山県共同募金会のホームページで報告します。

　　　③寄付金の受け入れ

　　　　【金融機関を利用して寄付する方法】

　　　　　金融機関：ゆうちょ銀行（振替口座）

　　　　　口座番号：００７９０－８－３７０

　　　　　口座名義：社会福祉法人富山県共同募金会

　　　　　※通信欄に「地域に密着した多様な生活支援活動応援募金」とご記入

ください。

　　　　　※領収書を必要とされる場合は通信欄に「領収書希望」とご記入ください。

　　　　　※送金手数料は免除されます。

　　　④寄付金の税制優遇

　　　　　ご寄付は、特定公益増進法人に対する寄付として所得税、法人税の優遇の対象となります。税制優遇を受けるには、領収書が必要です。

　（２）助成

　　　①助成総額　２７０万円

　　　　　全国キャンペーンにより本会が行う募金活動に対する寄付金ならびに

　　　　中央共同募金会からの助成金を原資として助成を行います。

　　　　　※募金活動の実績により助成総額は変動します。

　　　②助成方法

　　　　　別紙「令和４年度ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動応援キャンペーン助成要項」によります。

６　実施期間

　　　令和４年４月１１日（月）～１２月３０日（金）

　　　　※上記は、募金期間ならびに助成を受けた活動の実施期間です。

　　　　※社会情勢及び寄付の状況によって延長する可能性があります。

７　スケジュール（予定）

　　　　４月１１日　　　キャンペーン開始、募金活動開始

　　　　４月１１日　　　第１回助成申請受付開始（以降、毎月）

　　　　４月２２日　　第1回助成申請締切（以降、毎月）

　　　　４月２８日　　第１回助成決定（以降、毎月）

　　　　９月３０日　　募金活動終了

　　　１２月３１日　　助成活動終了・キャンペーン終了

　　翌年１月３０日　　助成活動の実施報告

８　お問い合わせ先

　　　〒930-0094　富山市安住町5-21　サンシップとやま

　　　社会福祉法人富山県共同募金会　　TEL.076-431-9800　　FAX.076-432-6551

　　　E-mail　info@akaihane-toyama.or.jp

令和４年度 赤い羽根 ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動応援キャンペーン

地域に密着した多様な生活支援活動応援助成

助成要項

１．趣旨

　　　本会では、令和２年度より全国キャンぺーンを通して、ひとり親家庭をはじめとした地域で増加する子どもと家族をめぐる生活課題の解決並びに高齢者・障がい者及び生活困窮者に対する見守り等に取り組む団体を支援してきたところです。

　　　新型コロナウイルスの影響が長期化する中、地域では、環境の悪化等により、経済的に困窮する人や、社会的に孤立する人の増加や固定化などが大きな社会課題となりつつあり、継続した支援を求める声が高まっています。

　　　そこで本会では、これまで行ってきた新型コロナウイルス感染下の福祉活動応援という枠組みを継続させた形で、民間の相談支援活動、食支援や居住支援、居場所を失った人への支援活動などを中心とした支援を行うため、「地域に密着した多様な生活支援活動を応援する助成」を行います。

２．実施

　　　社会福祉法人富山県共同募金会

３．助成対象団体

　　　助成の趣旨に沿った活動を富山県内で行っている非営利の団体やグループ

　　（法人格の有無は問いません。任意団体も対象とします。ただし、個人及び営利企業は対象外とします。なお、設立から１年を経過している団体等とします。）

４．助成対象事業

　　　感染拡大の影響をうけ、地域で増加・固定化が考えられる生活課題の解決に取り組む団体の活動に対して助成を行います。なお、富山県内で実施する事業とします。

|  |
| --- |
| 事業の例（参考）  ・子どもたちの居場所づくりや食事・学習・健康面などの支援  ・ひとり親など子育てに困難を抱える家庭への食支援、相談支援  ・保護者の勤務状況などにより子育てに課題のある家庭への支援  ・高齢者・障がい者及び生活困窮者等を孤立させないための「見守り」や「つながり」を支援するための活動、居場所づくりの支援  ・いのちの電話やチャイルドラインなどの民間の相談活動の支援　　など |

６．助成対象経費

　　　助成対象事業にかかる直接経費を対象とし、人件費、光熱水費等の申請団体の経常的経費については対象としません。

７．助成金額

　　　１団体１申請あたり３０万円以内を基本とします。

　　　※事業規模として広域的且つ大規模（申請事業の想定対象者数が１００名以上）

の場合は、１団体１申請あたり５０万円まで可能とします。

　　　※こども食堂等については、１団体１申請あたり２０万円を上限とします。

　　　　※助成申請は、千円単位とします。

　　　　※助成率は１０／１０とします。

　　　　※減額または、助成対象外となる場合があります。

８．助成事業の実施期間

　　　令和４年４月１１日（月）から１２月３０日（金）までの間に

　　　実施される事業

９．助成申請の方法

　　　様式「ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動応援キャンペーン助成申請書」（以下、「助成申請書」という。）にご記入のうえ、「添付書類」に記載の関係書類を添付し、本会にご提出ください。（郵送可）

10．助成申請の受付期間

　　申請受付開始日　令和４年４月１１日（月）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 回数 | 申請締切（必着） | 対象実施期間 |
| 第１回 | 04/22 | 05/01～12/30 |
| 第２回 | 05/16 | 06/01～12/30 |
| 第３回 | 06/15 | 07/01～12/30 |
| 第４回 | 07/15 | 08/01～12/30 |
| 第５回 | 08/15 | 09/01～12/30 |
| 第６回 | 09/15 | 10/01～12/30 |
| 第７回 | 10/17 | 11/01～12/30 |
| 第８回 | 11/15 | 12/01～12/30 |

　　　　　※先の回に助成決定を受けた団体も、実施期日が異なる場合は後の回にも申請できます。ただし、申請回数の少ない団体を優先します。

　　　　　※助成決定が助成総額の上限に達した場合、公募を終了する場合がありますので、あらかじめ本会にご確認ください。

11．助成決定等

　（１）申請内容を審査のうえ、申請団体宛に助成の可否を申請締切月下旬ごろに

郵送で通知します。

　（２）助成金は原則精算払いになります。

　（３）助成決定団体には、活動終了後１か月以内または、令和５年１月３０日（月)

　　　までのいずれか早い期日までに活動・精算報告書及び領収書のコピーをご提出

いただき、本会で確認のうえ助成金を送金します。

　　　　※報告書の様式は助成決定時にお示しします。

　（４）事務局が必要と認める場合は、概算払いも可能とします。

　　　　概算払いを希望する場合は、助成決定通知と同時に送付する、振込口座指定

　　　書（概算払い用）を速やかに本会に提出するものとします。

12．お問い合わせ先

　　　〒930-0094　富山市安住町5-21　サンシップとやま

　　　社会福祉法人富山県共同募金会　　TEL.076-431-9800　　FAX.076-432-6551

　　　E-mail　info@akaihane-toyama.or.jp